第五条　海外への給付の支払

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域外に通常居住することのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者については、適用しない。

2　一方の締約国の法令による給付は、第三国の領域内に通常居住する他方の締約国の国民に対しては、その者が当該一方の締約国の国民であった場合と同一の条件で支給する。

3　この条の規定の適用上、ハンガリーの法令の適用については、「通常居住する」とは、その滞在に関するハンガリーへの最初の入国の日から三箇月を超えて継続的に滞在する意図をもって滞在することをいう。

第二部　適用法令に関する規定

第六条　一般規定

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第七条　被用者及び自営業者に係る特別規定

1　一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者と雇用契約を有している者が、当該雇用者により当該一方の締約国の領域から他方の締約国の領域内において就労するために派遣され、かつ、その就労に関し他の雇用契約を締結しない場合には、その派遣の予定された期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

2　1の規定の適用を受けない者であって、一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者と雇用契約を有しているものが、当該雇用者により当該一方の締約国の領域から他方の締約国の領域内において就労するために派遣された後に当該雇用者の関連する雇用者との間でも雇用契約を締結し、かつ、当該関連する雇用者が当該他方の締約国の領域内に事業所を有する場合には、その派遣の予定された期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。両締約国の政府は、この2に規定する関連する雇用者の範囲について合意する。

3　1及び2に規定する派遣が当該派遣の予定された期間を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又はその指定する実施機関は、被用者及びその雇用者の共同の申請に基づき、当該派遣に係る被用者に対して1及び2に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて一回に限り合意することができる。当該派遣の合計期間（この3の規定に基づく当該一方の締約国の法令の適用の延長期間を含む。）は、六年を超えないものとする。

4　1及び2の規定は、雇用者により一方の締約国の領域から第三国の領域に派遣されていた被用者が、その後に当該雇用者により当該第三国の領域から他方の締約国の領域に派遣される場合についても、適用する。

5　一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内において自営業者として通常就労する者が、他方の締約国の領域内においてのみ自営業者として一時的に就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の予定された期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

6　5に規定する他方の締約国の領域内における自営活動がその予定された期間を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又はその指定する実施機関は、自営業者の申請に基づき、当該自営活動に係る自営業者に対して5に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて一回に限り合意することができる。当該自営活動の合計期間（この6の規定に基づく当該一方の締約国の法令の適用の延長期間を含む。）は、六年を超えないものとする。

第八条　航空機において就労する被用者に係る特別規定

国際運輸に従事する航空機において被用者として就労する者については、その就労に関し、その者の雇用者の所在する締約国の法令のみを適用する。

第九条　外交使節団の構成員、領事機関の構成員及び公務員

1　この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定の適用を妨げるものではない。

2　1の規定に従うことを条件として、日本国の公務員又は日本国の法令において公務員として取り扱われる者がハンガリーの領域内において就労するために派遣される場合には、その者が日本国の領域内において就労しているものとみなして日本国の法令のみを適用する。

3　1の規定に従うことを条件として、ハンガリーの公務員若しくは公的機関の被用者又はハンガリーの法令においてハンガリーの公務員若しくは公的機関の被用者として取り扱われる者が日本国の領域内において就労するために派遣される場合には、その者がハンガリーの領域内においてハンガリーの法令のみを適用する。

第十条　第六条から前条までの規定の例外

両締約国の権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、被用者及び雇用者の共同の申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、雇用又は自営活動の性質及び状況を考慮し、第六条から前条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。

第十一条　配偶者及び子

1　日本国の領域内において就労する者であって、第七条、第九条3又は前条の規定によりハンガリーの法令のみの適用を受けるものに同行する配偶者又は子については、次に掲げる日本国の法令の適用を免除する。

(a)　第二条1(a)(i)に掲げる日本国の年金制度に関する法令（社会保障に関する協定の実施に関する日本国の法令に定める要件を満たす場合に限る。）

(b)　第二条1(b)(iii)及び(vii)に掲げる日本国の医療保険制度に関する日本国の法令（医療保険の給付（現物給付）に関するハンガリーの法令に基づく制度に加入し、かつ、社会保障に関する協定の実施に関する日本国の法令に定める要件を満たす場合に限る。）

2　1に規定する配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、1(a)又は(b)の規定は、適用しない。

第十二条　適用の証明

1　第二十二条1(b)の規定に従い一方の締約国の権限のある当局によって指定された連絡機関は、被用者及びその雇用者又は自営業者の申請に基づき、当該被用者又は当該自営業者が当該一方の締約国の法令の適用を受けていることを証明する。

2　ハンガリーの連絡機関は、配偶者又は子の申請に基づき、当該配偶者又は子が医療保険の給付（現物給付）に関するハンガリーの法令の適用を受けていることを証明する。

第十三条　強制加入

第六条から第八条まで、第九条2及び3並びに第十一条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。第七条の規定は、日本国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている者又は日本国の領域内において自営業者として通常就労する者が、第二条1(a)(i)から(v)までに掲げる日本国の年金制度に加入していない場合には、適用しない。